1. 財務書類の作成範囲及び作成基準について

○財務4表の作成範囲について

令和4年度における財務書類は、「一般会計等」と公営事業会計などの特別会計 や公営企業会計を合わせた「全体会計」、勝央町が関係する関連団体を含めた「連結 会計」の3つの区分で作成します。

連結会計

一般会計等

- •一般会計
- •住宅新築資金等貸付事業特別会計
- •勝田郡介護認定等審査会特別会計
- ·勝田郡障害者地域生活支援事業特別会計
- •用地先行取得事業特別会計
- ·国民健康保険事業特別会計
- •後期高齢者医療特別会計
- ·介護保険特別会計(保険事業勘定)
- 介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)
- 下水道事業会計
- ·水道事業会計

- •岡山県市町村総合事務組合
- ·岡山県後期高齢者医療広域連合
- •岡山県広域水道企業団
- ·岡山県市町村税整理組合
- ·津山広域事務組合
- ·津山圏域消防組合
- 勝英衛生施設組合
- ·勝田郡老人福祉施設組合
- ·津山圏域資源循環施設組合
- ・(有)アグリスポット岡山

全体会計

※一部事務組合・広域連合は全て比例連結の対象としています。

※第三セクター等については町の出資(出損を含む。)比率が 50%超の団体及び役員の派遣,財政支援等の実態から,団体の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる団体について全部連結の対象としています。

またいずれの地方公共団体にとっても全部連結とならない第三セクター等で町の出資比率が25%以上50%未満の団体について比例連結の対象としています。

○作成基準

作成基準日については令和5年3月31日です。

出納整理期間(令和5年4月1日から5月31日まで)の入出金については作成 基準日までに終了したものとして処理をしています。